2023年度「神戸市海外ビジネスコーディネーター」業務委託

公募要領

１　業務の概要

（１）委託業務名

　　神戸市海外ビジネスコーディネーター業務（以下、当該業務という）

（２）業務の内容

仕様書（別紙１）のとおり

（３）設置地域

シンガポール

（４）業務管轄範囲

ＡＳＥＡＮ１０か国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）及びインド

（５）委託期間

契約締結日から、2024年 3月 31日まで

（６）契約上限額

　　金２，４８０，０００円（円建て）※

* 基本委託料 年額６００，０００円に加え、実績委託料を個別業務の実施状況・成果に応じ、上限１，８８０，０００円まで加算する。額はいずれも税込。

実績委託料の対象業務は、仕様書を参照すること。

* 振込方法：基本委託料は、2回（9月末、2024年5月末）に分けて、受託者の指定口座へ振り込み。実績委託料は、2024年 3月末に提出された実績報告書及び支出証拠書類に基づいて積算し、2024年 5月末までに受託者の指定口座への振込。なお、委託料は円建て。

（７）費用分担

　　　受託事業者が当該業務を実施するにあたり必要となる経費は、契約金額にすべて含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

２　応募資格

受託事業者は契約締結日において、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

（１）１（３）設置地域に活動拠点を有しており、日常的に現地で活動を行っていること

（２）１（４）業務管轄範囲において、対象業務分野での実務経験があること、あるいは当該業務分野に精通していること

（３）日本語及び英語により業務上の交渉が可能な語学力を有していること。また、神戸市とのコミュニケーションが円滑に図れること

（４）守秘義務を遵守できること

（５）神戸市指名停止基準(平成6年6月15日市長決定)による指名停止措置を受けていないこと。

（６）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

（７）神戸市における請負及び委託契約の業務について、契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。

（８）銀行取引停止処分を受けていないこと。

（９）会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による法的手続きを行っている法人ではないこと。

（10）代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処されている者がいないこと。

（11）事業者及びその代表者が直近１年間の法人税、市町村民税等を滞納していないこと。

（12）暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合も含む）していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5 条」に該当しないこと。

３　スケジュール

（１）公募要領等の交付開始　　　　　　令和5年2月13日（月）

（２）質問書提出期限　　　　　　　　　令和5年2月20日（月）

（３）質問に対する回答　　　　　　　　令和5年2月27日（月）予定

（４）企画提案書・見積書の提出期限　　令和5年3月2日（木）17時必着

（５）事業者選定審査会（オンライン）　令和5年3月8日（水）予定

（６）選定結果通知及び結果の公表　　　令和5年3月中（予定）

（７）契約締結・業務開始　　　　　　　令和5年4月1日（予定）

４　公募要領等の配布

（１）交付開始日　令和5年2月13日（月）

（２）配布場所

　　 神戸市ホームページの「事業者募集」のページに掲載　※郵送による交付は行わない。

　　　（ダウンロードできない場合には電子メールにて送付しますので、以下のお問い合わせ先のメールアドレスまでご連絡ください。）

（３）配布資料

　　　ア）公募要領（本書）

　　　イ）業務仕様書（別紙1）

　　　ウ）プロポーザル応募登録申請書（様式1）

　　　エ）業務提案書（様式2）

オ）神戸市契約等からの暴力団関係者排除にかかる誓約書（様式3-1,3-2）

　　カ）質問書（様式4）

５　質問書の提出【任意提出】

（１）提出期限

令和5年2月20日（月）

（２）提出先・提出方法

本書末尾「11　担当部署（問い合わせ先）」まで、電子メールに添付（PDF様式）して提出してください。なお、着信の確認を担当部署宛、電話により行ってください。

（３）提出書類　質問書（様式4）

（４）質問書の回答方法

質問書の回答は、令和5年2月27日（月）までに、以下ホームページへの掲載を予定しています。質問した事業者名は公表しません。

なお、事実関係の確認など、回答することで他の応募者が不利にならない事項については、この限りではありません。

　　質問書への回答：神戸市海外ビジネスセンターHP「お知らせ情報一覧」

<https://www.kobe-obc.lg.jp/news/newscat/info/>

６　業務提案書等の提出

（１）提出期限

令和5年3月2日（木）17時まで（必着）

（２）提出先・提出方法

本書末尾「11　担当部署（問い合わせ先）」まで、

郵送、電子メールまたは持参いずれかの方法により提出してください。

電子メールに添付（PDF様式）して提出する場合、着信の確認を担当部署宛、電話により行ってください。

　　　持参による受付時間：土・日・祝日を除く、9時から17時まで(正午から13時までを除く)

（３）提出書類

①プロポーザル応募登録申請書（様式1）

②業務提案書（様式２）

③提案書への添付書類

・法人概要、直近の財務諸表、組織体制に関する書類、又は個人の場合、経歴書(様式自由)

・類似業務実績（支援企業数、業種等の実績値も明記すること）

・現地における現在の活動状況が分かるもの（様式自由）

④誓約書（様式3-1、3-2）

⑤納税証明書（国税及び地方税）（直近１年分）

※納税地が海外の場合、当該国での納税が証明できる公的書類を提出すること。

　　 　なお、書類には翻訳を添付すること。

⑥法人の場合、登記簿謄本 （又は登記事項全部証明書）

　 　※登記地が海外の場合、当該国での納税が証明できる公的書類を提出すること。

なお、書類には翻訳を添付すること。

７　受託候補者の選定方法

（１）選定方法

「神戸市海外ビジネスコーディネーター」受託事業者選定審査会（以下「選定審査会」という。）において、提出された業務提案書等の内容を評価し、審査員の総評価点数が最も高い応募事業者を契約受託者として選定する。

審査に当たり、応募事業者によるプレゼンテーションと審査員による質疑を実施する。

企画提案審査会は、令和5年3月8日（予定）にオンライン（ZOOM）にて、各応募事業者につき、20分間のプレゼンテーションと10分間の質疑を行う。その他詳細については、改めて応募事業者に通知する。

※ 契約受託者として選定された応募事業者が契約を辞退した場合、または応募資格を喪失した場合は、選定委員会で順位付けられた上位のものから順に契約受託者を選定する。

（２）評価項目と配点（審査員１人あたり）

評価（20点満点）の内訳は下記のとおりとする。

1. 内容点（18点）

　内容点は18点満点とし「提案内容の有効性（9点満点）」「提案内容の実現可能性（9点満点）」の各項目の評価基準に基づき評価する。

1. 地元企業点（2点）

　地元企業点は、市内事業者への発注を促進するため市内の応募事業者に対して下記の通り評価を行う。

　a)地元企業（応募事業者の本店所在地が神戸市内）の場合 2点

　b)準地元企業（応募事業者の本店所在地が市内にないが、支店等が市内にある）の場合 1点

1. 評価項目（審査員　5人合計）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価基準 | 配点 |
| 内容点 | 提案内容の有効性 | ４５ |
| 提案内容の実現可能性 | ４５ |
| 地元企業点 | 市内事業者への発注促進  （市内の事業者であることを評価する） | １０ |
| 合　　計 | | １００ |

④　最低基準　審査員の評価点数の合計が40点を下回る事業者は、委託予定業者として選定しない。企画提案者が1者であっても同様の扱いとする。

（３）選定結果の通知・公表

選定結果は、決定後速やかにすべての応募事業者に通知し、市ホームページにて受託事業者名を公表する。

８　失格事項

　次のいずれかに該当する場合は、選定対象から除外する。

（１）業務提案書等の必要書類が提出期限を過ぎて到着したとき。

（２）プロポーザル参加者及びその代理人が他のプロポーザル参加者の代理人となり、又は数人共同してプロポーザルに参加したとき。

（３）プロポーザル参加資格がない者が参加したとき。

（４）前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

９　契約の締結

（１）審査の結果、選定された受託候補者と委託契約締結に向けた詳細な仕様について協議・調整を行った上で、速やかに委託契約を締結する。

（２）受託候補者が辞退、又は資格を喪失したときは、次点の応募事業者を受託候補者とする。

（３）契約の締結にあたって契約書の作成を要し、契約書は神戸市委託契約約款により作成する。

10　その他

（１）本要領に記載する月日、時間はすべて日本時間とする。

（２）当該プロポーザルの応募又は参加に要する一切の費用は、応募者又は参加者の負担とする。

（３）提出された書類は、選考の結果の如何を問わず、当該プロポーザルの終了後も返却しない。また、本市は、提出された書類について、神戸市情報公開条例に基づき、同条例で非公開とされるものを除き、公開することがある。

（４）本市は、提出書類を当該プロポーザルの実施以外の目的で、参加者に無断で使用しない。

（５）本市が指示する場合を除き、提出期限以降の提出書類の変更、差し替え、追加提出若しくは再提出は認めない。

（６）提案書の著作権は当該プロポーザル参加者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、当該プロポーザル参加者が負うものとする。

（７）本市が提供する資料は、当該プロポーザルの参加に係る検討以外の目的で使用することはできない。

（８）当該プロポーザル参加者は、受託候補者の選定後、この募集要領等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。

（９）本業務は、神戸市 2023年度一般会計予算の成立を前提としており、本業務に関する予算の状況によっては、契約を締結しないことや内容等に変更が生じること がある。

11　担当部署（問い合わせ先）

神戸市経済観光局経済政策課(神戸市海外ビジネスセンター)

〒651-0083　神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号　神戸商工貿易センタービル4階

電話連絡先　078－231－0222

ファックス　078－231－0256

電子メール　[asia-biz@office.city.kobe.lg.jp](mailto:asia-biz@office.city.kobe.lg.jp)